全国再非行防止ネットワーク協議会 文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会(以下「全再協」という。) における文書の保存および管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の範囲)

第2条 この規程は、業務上作成または取得されたすべての文書(記録媒体を問わず、電磁的記録も含む)に適用する。

(区分)

- 第3条 文書は次の通り区分するものとする。
- (1) 法定保存文書等
- 1 法令により作成・保存を義務付けられている文書 事務局の決定事項・報告事項・議事録、および計算書類、会計帳簿、その他法令で作成・ 保存を義務付けられている文書
- 2 契約書・覚書
- 3 上記1、2以外の重要文書で、理事長が一定期間、保存が必要と定めたもの
- (2) 機密文書等
- 1 事務局など重要な会議の議事で、職務上これを取り扱う関係者以外に公表を許さないもの
- 2 契約・覚書で当事者以外に公表することを禁じられているもの
- (3) 一般文書
- 本条(1)(2)に当たらないその他の文書

(法定保存文書等の管理・保存)

- 第4条 この団体は、代表の指導のもと、法定保存文書類を適切に管理しなければならない。 2 法定保存文書等の保存期間は別表の通りとする。文書の保存期間は、法令その他特別の 定めのある場合のほか、帳簿はその閉鎖の時、その他の文書は作成または取得の時から起算 するものとする。
- 3 法定保存文書等は、文書名、保存期間、保存の始期および終期、その他文書保存に必要な事項を明らかにして保存しなければならない。法令に定めがある場合は、電磁的記録により保存することを認める。
- 4 代表指導の下、法定保存文書等を一覧表にまとめた保存文書記録を作成しなければならない。保存文書記録には、文書名、保存期間、保存の始期および終期、保存方法、保存場所、その他文書保存に必要な事項を明記するものとする。
- 5 代表は、保存文書記録が定期的に更新され、法定保存文書等が適切に管理されているか

どうか確認する責を負う。

(機密文書等定の管理・保存)

第5条 代表は、機密文書等を当事者以外にみられないような場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(一般文書の管理・保存)

第6条 役職員は、代表の指示のもと、一般文書をその種類に応じて適切に管理しなければならない。

(決裁手続き)

第7条 文書の起案は、役職員が行うものとする。

- 2 前項の規定により起案した文書(以下「起案文書」という。)は、代表の決裁を受けるものとする。
- 3 起案文書は、作成日時、内容等を示した文書(電子文書を含む)を用いて決裁手続を執るものとする。
- 4 前項に定めるところにより代表及び事務局の決裁を経た起案文書については、事務局において保管する。

(廃棄)

第8条 保存期間を経過した法定保存文書等について、理事長決裁を経たうえで、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断など適切な方法で処分するものとする。廃棄終了後は、保存文書記録に廃棄年月日を記入しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、事務局の決議を経て行う。

別表 文書保存期間基準表

重要な承認・届出、報告書等に関する文書	永久
規定に関する文書	永久
事務局の決定事項、報告事項	5年
契約書、覚書、協定書	5年
助成金に関する文書	5年
計算書類、会計帳簿	5年
業務遂行にかかる軽微な文書	1年